

第IX章 1. 給付事務の概要

確定拠出年金の給付は下表のとおり、「老齢給付金」、「障害給付金」、「死亡一時金」、「脱退一時金」の4種類があります。給付の受給要件を満たした場合、請求者は給付請求のため「裁定請求書」と必要な添付書類を提出します。弊社にて印鑑証明書による本人確認等の事前点検を行った後、裁定請求日を記入のうえNRKへ送付します。NRKでは給付の裁定※を行い、裁定の結果支給可能な場合は、資産管理機関より請求者へ給付金が支払われます。

※加入者等が給付を受けることについて、判断、決定することをいいます。確定拠出年金制度では、記録関連運営管理機関が裁定を行います。

この章では確定拠出年金の給付の概要、および事業主が行う具体的な事務について説明します。

給付の種類	年金・一時金の区分	呼称
老齢給付金	年金	老齢年金
	一時金	老齢一時金
障害給付金	年金	障害年金
	一時金	障害一時金
死亡一時金	一時金	死亡一時金
脱退一時金	一時金	脱退一時金

(1) 老齢給付金

① 受給要件

60歳に到達した日(満年齢で60歳になる誕生日の前日)の前日が属する月以前の通算加入者等期間に応じて、加入者または運用指図者が下表の年齢に達したときに、老齢給付金の受給要件満了となります。その後、加入者については資格喪失年齢到達時、あるいは退職による資格喪失時、運用指図者については、受給要件満了日に受給権を取得します。

通算加入者等期間	受給要件満了年齢
10年以上	60歳
8年以上	61歳
6年以上	62歳
4年以上	63歳
2年以上	64歳
1月以上	65歳

ポイント

60歳に到達した日(満年齢で60歳になる誕生日の前日)の前日が属する月以前において、通算加入者等期間が10年以上であれば、60歳が受給要件満了年齢となります。(受給要件満了のみでは、老齢給付金は受け取れません。)

通算加入者等期間とは、以下のa. とb. の期間を合計したものです。

- a. 60歳に到達した日の前日が属する月以前の間で、確定拠出年金の加入者または運用指図者であった期間
- b. 確定給付制度(企業年金・退職手当制度等)から確定拠出年金に資産を移換した場合には、その移換対象となった期間

※個人型確定拠出年金に同時加入している場合はその加入者等期間も通算することができる場合があります。

②受取方法

受取方法は受給権者が以下の中から選択します。

- a. 全額を年金で受取る
- b. 一部を一時金で受取り、残りを年金で受取る
- c. 全額を一時金で受取る

注意

- ・給付金の受取方法はプランによって異なりますので注意してください。
- ・年金での受取りを選択した場合でも、プランによっては5年以上受給後、残額を一時金での受取りに変更することも可能です。
- ・一部一時金支給は1回に限り認められています。
- ・一時金の額は、すべての運用商品の現金化が完了した日の個人別管理資産額です。
- ・詳細については規約を確認してください。

③年金給付のタイプ

年金給付のタイプには下表の2種類があります。

規約の規定内容に応じて、受給権者は下記のいずれか一方のタイプから年金を受給すること、両方のタイプから年金を受給することが選択できます。ただし、年金商品による年金給付は、規約において年金商品が運用商品として定められており、かつ生命保険会社が提供する年金商品が商品ラインナップに組み込まれている場合に限りです。

年金給付のタイプ	内容
分割取崩型年金	年金支給開始後も、年金支給開始前と同様の運用商品での運用を継続し、規約で定められた支給予定期間、年間支給回数に応じて取崩を行います。(例:定期預金、投資信託など)
年金商品	年金支給開始後は、年金支給開始後専用の運用商品(年金商品)で運用を行い、年金を支給します。 一定期間受取ることが可能な「確定年金」や、生涯受取ることが可能な「終身年金」などがあります。

a. 年金の支給開始月

年金の支給は、裁定請求日(弊社での受付日)の翌月から開始します。

b. 年金の支給予定期間

年金(終身年金を除く)の支給予定期間は、下表の範囲内で規約に定められています。

給付の種類	支給予定期間の範囲
老齢年金	5年以上20年以下

注意

複数の支給予定期間の選択が可能である旨規約で定められているときは、受給権者がその中から1種類の支給予定期間を選択します。

c. 年金の年間支給回数および支給月

年金の年間支給回数および支給月は、1つもしくは複数の選択肢が規約に定められています。
代表的なパターンは下表のとおりです。

年間支給回数	支給月
1回	12月
2回	6月、12月
4回	3月、6月、9月、12月
6回	偶数月

d. 年金支給日

規約で定められた日となります。

多くの規約では、毎月1日(銀行休業日の場合は、その翌営業日)と規定されています。

詳細については規約を確認してください。

e. b. ～d. を踏まえた支給事例

年金は、支給対象月の最後の月の翌月に、支給対象月の年金を支給するという後払いになります。

例示すると以下ようになります。

裁定請求日(運営管理機関受付日): 2月10日 支給回数:年4回(1月、4月、7月、10月)

支給日:該当月の1日

(2) 障害給付金

① 受給要件

加入者または運用指図者の障害の程度が国民年金法第30条第2項に定める障害の程度に該当したとき※に、障害給付金の受給権を取得します。

※ 下記いずれかの条件を満たした場合、障害給付金受給権者として認められます。

- a. 障害基礎年金の受給者
- b. 身体障害者手帳(1級から3級までの者に限る)の交付を受けた者
- c. 療育手帳(最重度、重度の者に限る)の交付を受けた者
- d. 精神障害者保健福祉手帳(1級および2級の者に限る)の交付を受けた者

注意

・確定拠出年金に資産がある状態(掛金を積み立てて運用しているとき、年金を受取っているときなど)で、70歳までに病気や事故などにより高度障害者となった場合に受取ることができます。

・一度裁定で支給可能となった資産は、障害の状態から回復した場合でも失権せず、そのまま受取ることができます。また加入者の状態であって資格喪失年齢に至るまでの間であれば複数回、一時金にて受取することもできます。

② 受取方法

「第IX章 1-(1)-②」を参照してください。

③ 年金給付のタイプ

「第IX章 1-(1)-③」を参照してください。

a. 年金の支給開始月

「第IX章 1-(1)-③-a.」を参照してください。

b. 年金の支給予定期間

年金(終身年金を除く)の支給予定期間は、下表の範囲内で規約に定められています。

給付の種類	支給予定期間の範囲
障害年金	5年以上20年以下 (年金支給開始月が60歳未満のときは、年金支給開始月から60歳までの期間+20年以下)

注意

複数の支給予定期間の選択が可能である旨規約で定められているときは、受給権者がその中から1種類の支給予定期間を選択します。

c. 年金の年間支給回数および支給月

「第IX章 1-(1)-③-c.」を参照してください。

d. 年金支給日

「第IX章 1-(1)-③-d.」を参照してください。

e. b. ～d. を踏まえた支給事例

「第IX章 1-(1)-③-e.」を参照してください。

f. 年金額

「第IX章 1-(1)-③-f.」を参照してください。

(3) 死亡一時金

① 受給要件

加入者または運用指図者が死亡したときに、その者の遺族が死亡一時金の受給権を取得します。

※ 死亡一時金を受取ることができる遺族は、下記のとおりです。

a. 加入者または運用指図者があらかじめ死亡一時金の受取人を指定している場合

⇒あらかじめ指定された遺族

b. 上記以外の場合

⇒下記の確定拠出年金法で定められた先順位の遺族

<参考> 確定拠出年金法第41条

○以下のa. →d. の順

a. 配偶者

b. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

c. b. の者のほか、死亡した者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)

d. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であってb. に該当しない者

○b. とd. に掲げる者については、b. 及びd. に掲げる順位によります。

この場合、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順となります。

なお、配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

② 受取方法

一時金として受取ります。

注意

死亡一時金の額は、すべての運用商品の現金化が完了した日の個人別管理資産額です。
年金受給権者が死亡した場合、死亡月までの未支給の年金を、死亡一時金とともに支給します。なお、全額を終身年金で受給している年金受給者が保証期間経過後に死亡したときは、原則として死亡一時金は支給されません。

(4)脱退一時金

①受給要件

加入者資格喪失者(以下、「未移換者」)が、以下a. ～c. 全ての支給要件を満たす場合に企業型年金にて脱退一時金を請求することができます。

- a. 未移換者である(移換の手続きをしていない)
- b. 請求日の前月末個人別管理資産額が1.5万円以下である
- c. 企業型加入者資格喪失日の翌月から6ヶ月を経過していない

(例:6月中に資格喪失した場合、7月から数えて12月末が期限となります。)

②受取方法

一時金として受取ります。

注意

裁定請求処理時点で、未入金 of 掛金・制度移換金がある場合は、入金を待ってから資産額の判定を行います。

支給される一時金の額は、すべての運用商品の現金化が完了した日の個人別管理資産額です。

(手数料徴収や価格変動等により、判定予定額[※]と相違する場合があります。)

※「三井住友信託ライフガイド」からNRKのWeb画面(脱退一時金判定予定額照会)にアクセスするか、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ照会することで確認可能です。

※上記の受給要件を満たさない場合、以下の条件を満たしている場合は、国民年金基金連合会に対して脱退一時金を請求することができます。(2017年1月1日以降に資格喪失した方の脱退要件です。)

- ・保険料免除者であること
- ・通算拠出期間が3年以下、又は個人別管理資産額が25万円以下であること
- ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
- ・最後に企業型年金または、個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること
- ・企業型確定拠出年金の脱退一時金を受給していないこと

しかし、この場合の脱退一時金請求における事務においては、事業主が関わる部分はありません。資格喪失をした後に、加入者が判断・手続きする事項になりますので、退職時には、「確定拠出年金(DC)退職後

のご案内(60歳未満でご退職された皆様へ)」を加入者に配付してください。